

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- | | |
|-------|--|
| 廃油 | ①揮発油類、灯油類又は軽油類。 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの。 (トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、ベンゼン) |
| 廃酸 | ①水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの。 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの。 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1.4-ジメチル) |
| 廃アルカリ | ①水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの。 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの。 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1.4-ジメチル) |
| 汚泥 | 次の物質を含むことのみにより有害なもの。 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1.4-ジメチル) 以上 |
| 以下余白 | |